**道の駅つる生産者組合　出荷・販売要領**

（平成28年6月28日制定）

改正　　平成29年5月23日

平成30年5月23日

令和元年5月29日

令和2年12月1日

（目的）

　この「出荷・販売要領」は、道の駅つる農林産物直売所（以下「直売所」という。）の運営にかかる直売所運営会社と直売所に商品を出荷する生産者の役割分担や責任範囲などを定めることを目的とする。

第１条　組合員登録と委託販売契約手続き

1. 組合員登録にあたり組合員登録申込書（様式１）を提出する。登録が承認された場合は、直売所運営会社と委託販売契約の締結を行う。
2. 農林産物出荷に係わる関係法令遵守に関する確約書（様式２）・生産工程管理運動に係わる個人情報の取り扱いに関する同意書（様式３）を提出する。
3. 販売代金の振込並びに別に定める入会費、年会費等の引き落としのために直売所運営会社が指定する金融機関の口座を開設する。
4. 組合員登録の生産者と販売代金の振込口座名義は、同一のものとする。

第２条　生産者番号連絡等

1. 組合員登録した組合員には、組合員番号が指定される。バーコードの入力や販売データの照合等は指定された組合員番号により行うものとする。
2. 組合員登録をした組合員には、直売所から組合員への連絡・通知等のために個別の連絡ボックスを割り当てる。連絡ボックスは直売所事務所に設置し、職員に声をかけてから使用するものとする。

第３条　出荷できる商品

1. 直売所に出荷できる商品は組合員が自ら生産した農林産物、製造した加工品、手工芸品、もしくは自ら採取した自生の山野草・林産物類等に限るものとする。
2. 他から買い取り、譲受、もしくは仕入れた商品（一部の花・苗は除く）を出荷することはできない。
3. 花束や寄せ植えなど商品価値を高めるため、自ら生産したものに混ぜ合わせて販売するときは、例外とする。
4. 品種登録されている農林産物の種子、収穫物、加工品の出荷は、「種苗法」にもとづく育成者の許諾を得たものに限るものとする。
5. 苗の出荷は、次のものに限るものとする。このうち野菜等の種苗については「種苗法」にもとづき品種ごと作付けごとに使用農薬の表示を必要とする。
6. 自家で播種・育成したもの
7. 購入したプラグ苗をポット揚げまたは地植えしたもの
8. 購入した親株を株分け・育成したもの
9. 加工品の出荷については、主原料（肉・魚・野菜）に関してできる限り富士・北麓東部を産地とする材料もしくは国産で生産された材料を使用するように努め（副原料に関しては海外産使用も認める）、食品添加物の使用はできるだけ避けるものとする。また、食品衛生法による表示が必要となる。
10. 直売所運営会社が特に認めたものに限り、生産者が施設・技術的に加工が困難な製造許可の製造委託による商品出荷を認める。
11. 年間を通じて多様な地元農林産物を安定的に消費者に提供することが求められるため、時期によって不足する農林産物等がある場合は、直売所運営会社が他の地域の生産者等や卸売市場から計画的に仕入れを行う。仕入れする商品は、次のとおりとする。
12. 時期によって不足する農林産物等
13. 消費者の利便性向上、直売所として店舗の魅力向上につながる商品

（日配品、調味料、加工品等）

第４条　商品の区分

1. 直売所では、出荷された商品を「農林産物」と「加工品」に区分して取扱うものとする。区分の基準は次のとおりである。

（農林産物）未加工の農林産物で、切断、冷凍、冷蔵、乾燥しただけの農林産物も含まれる。「製造物責任法（PL法）」の対象外

（加工品）加工製造された農林産物で、「製造物責任法（PL法）」の規制対象。ここでいう加工とは次のようなものである。

1. 加熱（煮る、蒸す、焼く、煎る、炒める、ゆでる）
2. 味付け（調味、塩漬け、燻製）
3. 粉挽き（製粉）
4. 搾汁

第５条　加工品の取り扱い

1. 加工品の製造・販売には、「食品衛生法」にもとづく次の要件が必要となる。具体的な内容については、所轄の保健所に相談すること。

1. 加工所の施設許可（みそ製造、納豆製造、惣菜製造、菓子製造、アイスクリーム製造、ハム・ソーセージ等の食肉加工等）
2. 「食品衛生責任者」の設置（調理師、栄養士、知事の指定した食品衛生責任者資格養成・認定講習会を受講した人等）
3. 加工品の販売には、「食品衛生法」にもとづく次の表示が必要となる。文字は８ポイント（JIS規格）以上の活字に限る。
4. 品名
5. 原材料名（製品に占める重量割合の多い順に記載）、調味料、着色保存料
6. 原材料生産地（漬物、切り干し大根、干し柿、ゆで筍、緑茶、餅等に表示）
7. 内容量（グラム、ミリリットルなどの単位をつけて表示）
8. 賞味期限（６日以上）または消費期限（５日以下）
9. 保存方法（保存温度、開封後要冷蔵、直射日光を避ける等）
10. 製造者または販売者（氏名・住所等を記載、グループはグループ名と代表者名）

※賞味期限・消費期限は、公的機関で検査してもらった結果あるいは製造者自身で実施した経日試験（官能検査）の結果にもとづいて設定する。危険度の高い惣菜・クリーム・餡（あん）などの食品は、公的機関による検査をお勧めする。

※商品によっては、食物アレルギーの注意、取扱い上の注意（保管方法、再調理・加熱の注意、腐敗の見分け方等）などの「警告表示」が必要な場合がある。

1. 加工品は「製造物責任法（PL法）」の対象。食中毒など製造物の欠陥による被害が発生した場合は、製造者はその責任を負わねばならない。
2. 加工品を出荷する場合は、事前に次の書類を直売所に提出すること。
3. 所管する保健所の製造許可書コピー
4. PL共済（保険）の契約書コピー（１年毎に更新）

第６条　生産履歴の記帳・確認

1. 農林産物の出荷にあたっては、出荷する２日前までに栽培履歴を提出する。栽培履歴の提出がない商品は出荷できないものとする。
2. 農林産物については、そのトレーサビリティ（生産履歴を追跡できる仕組み）を確保するため、「同意書」「確約書」を直売所に提出するとともに、生産者がそれぞれ責任を持って栽培品目別に「生産履歴書」の記帳をするものとする。
   1. 同意書（様式１）

直売所が定める生産基準を遵守し、必要な生産履歴を記帳することを約束するために、生産者組合員登録時に「同意書」を直売所に提出するものとする。

* 1. 確約書（様式２）

直売所に出荷する農林産物の農薬適正使用にあたり「農薬取締法」を遵守することを確約するために、生産者組合員登録時に「確約書」を直売所に提出するものとする。

* 1. 生産履歴（様式３）

直売所に出荷する農林産物の栽培にかかる農薬の薬剤名・希釈倍率・使用日を栽培品目別に記帳し出荷前に直売所に提出し確認を受けるものとする。確認後農薬使用の適正が認められた品目が陳列することができる。

※栽培品目ごとに提出する。農薬を使用していない場合も播種日等記入し提出する。

1. 直売所が指定した栽培品目の「生産履歴書」が期限までに提出されなかった場合、もしくは提出された記帳の内容に重大な問題があった場合、ただちにその組合員の該当品目の出荷を停止するものとする。

※直売所で問題解決を確認できるまで、該当品目の出荷停止は解除できない。

第７条　出荷規格・数量

1. 出荷する商品の規格・包装については基準を設けるものとする。
2. 出品する商品の数量は自由とする。

※ただし、季節・品目により過剰出荷が予想される場合は、１組合員当たりの出荷数量を制限することがある。その場合は、バックヤードの連絡板に掲示、または連絡するものとする。

第８条　搬入

1. 商品の搬入は受付時間内に行うものとする。組合員それぞれの責任で搬入、値付け、包装を行ったうえ、当店の指示にしたがって売場内に陳列する。
2. 商品の搬入は原則として下記の通りとする

第１回：７時３０分～９時

1. 商品搬入の際に、直売所で品質ならびに食品表示等のチェックを行う。その結果、販売に不適当と直売所で判断した商品は、搬入をお断りすること、又は陳列されてしまった物は撤去することがある。

第９条　値づけ

1. 商品の値段は、組合員個々の判断で自由に決めることができる。
2. 組合員同士の価格競争を回避すべく、最低価格は設定する。１商品で５０円未満は認めない。
3. バーコード及びラベルに表示する価格は、消費税を含まない価格とする（外税表示）

第１０条　バーコード・表示ラベルの発行

1. 商品の表示（品名、組合員名、価格等）は、直売所指定のバーコードで行うものとする。
2. 加工品には、表示ラベル（品名、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者名等を印字）も必要。直売所指定のバーコード付き表示ラベルを貼るものとする。

※すでに表示ラベル（ＪＡＮコード）を持っている組合員は、直売所指定のバーコードを利用する必要はない。

1. バーコードおよび表示ラベルは、直売所備え付けのバーコード発行機を使って組合員自身で発行するものとする。発行実費は次のとおりである。

バーコード…１枚１円

　　　　　　　　　表示ラベル…１枚２円

1. 値付けや表示を変更する場合は、バーコードや表示ラベルを貼り替える。手書きによる訂正・加筆はできないものとする。

※貼りかえる際は、商品をいったんバックヤードに引き下げてから行うものとする。

1. バーコードが剥がれ汚損してレジで読み取れない商品は、組合員の販売額として計上しない。
2. 商品に他店・当店の物にかかわらずラベルシールを重ねて貼ることを禁止する。

また、ラベルシールをはがした跡がわかる商品に重ねて貼ることも禁止とし、これを行ったものの全ての商品を１か月間の出荷停止とする。

第１１条　包装・陳列

1. 商品はひとつずつ包装（または結束テープ等を使用）して、バーコードや表示ラベルを貼れるようにするものとする。
2. プラスチック製容器包装（野菜包装フィルム、加工品トレイ、米袋等）および紙製容器包装（包装紙、紙袋、牛乳パック、段ボール等）は、「容器包装リサイクル法」に基づく識別表示（紙、プラ等のマーク）が義務づけられている。これらの容器包装を使った商品は、必ず識別表示をする。
3. 直売所は「容器包装リサイクル法」にもとづき、プラスチック製容器包装および紙製容器包装の使用量削減ならびにリサイクル（または委託料支払い）を義務づけられている。
4. 食品を包装する際、ホッチキスは絶対に使用しないこと。ホッチキス針の混入による被害が発生する恐れがある。
5. 包装ならびにバーコード貼付の終わった商品は直売所の指示にしがたって組合員が陳列するものとする。
6. 状況により一度陳列したものの場所を直売所従業員が変更する場合がある。
7. 陳列棚に並ばない商品（補充商品）は、陳列台の下もしくはバックヤードに納める。
8. 包装・表示が不完全な商品や販売に不適当と当店が判断した商品は、陳列をお断りすることがある。

第１２条　営業日・営業時間

1. 直売所は、年間３５５日程度営業を行うものとする。
2. 休館日は次の通りである。
3. １２月３１日から１月４日まで
4. 臨時休館日（主に冬季、月１回程度）
5. 直売所の営業時間は、原則として９時～１７時３０分とする。ただし冬季（１２月～３月）に関して営業時間が異なる場合がある。

※都合により営業時間を変更する場合は、１週間前までにバックヤードに掲示する。

第１３条　商品管理・販促

1. 売場内は人工照明および空調（冷暖房）を行う。その際、農林産物が乾燥し過ぎないように十分配慮する。
2. 冷凍・冷蔵が必要な加工品には冷凍・冷蔵機能を持つ陳列ケースを用意し、温度管理に十分配慮するものとする。
3. 売場内の商品に傷み、劣化、腐敗、安全性への懸念（残留農薬、有害物質汚染等）などがあると直売所で判断した場合は、その商品を組合員の了解なしに陳列棚から撤去することがある。

※撤去した商品は、売れ残り商品として取り扱うものとする。

1. 直売所では委託販売された商品の管理に十分注意するが、万引き・盗難・火災あるいは自然災害等当店の責に帰することのできない理由で発生した損害についてはその賠償を行わない。
2. 医薬品的な効能・効果を謳ったＰＯＰ掲示や説明などは「薬事法」に抵触する恐れがある。必ず直前に直売所の許可を得るものとする。

※消費者向けの販売促進活動（ＰＲ、広告、イベントなど）は、本組合で定期的に行う。自分の商品のＰＲあるいは試食販売などをご希望の場合は、事前に相談すること。

第１４条 　残留農薬検査の実施

1. 直売所では、出荷された農林産物について定期的に残留農薬検査（無作為抽出）を行う。検査の結果、法令に違反する残留農薬が検出された場合、その商品を出荷した組合員が生産する農林産物の全ての出荷をただちに停止するものとする。

※直売所で問題解決を確認できるまで、該当品目の出荷停止は解除できない。

1. 農林産物の栽培における農薬使用にあたってはその使用基準や残留農薬基準に細心の注意をはらうものとする。不明な点があれば、直売所に相談する。

第１５条　クレームへの対応

1. 直売所で販売した商品に対して消費者からクレーム(苦情)があった場合、その応対と処理はすべて直売所が行う。
2. クレーム対象商品については、それを出荷した組合員に「注意カード」を発行して品質管理の注意・改善等を促す。
3. クレーム対象商品について消費者への返金や損害賠償等の費用が発生した場合、それを出荷した組合員に費用負担を求めることがある。

第１６条　出荷停止、除名

1. 組合員に次のいずれかの行為があった場合、その組合員に注意・改善を促す「注意カード」を発行する。「注意カードが度重なった場合、出荷停止または組合員登録の解除をすることがある。
2. 出荷した商品に欠陥（劣化、病虫害、腐敗、量目不足、粗悪品等）があったとき。
3. 消費者から商品に対するクレーム（苦情）があったとき。
4. 事前の連絡・相談なく売れ残り商品を引き取らなかったとき。
5. 当店の敷地内で、当店の承諾なく商品の直接相対取引または無料提供を行ったとき。
6. トレーサビリティ確保に必要な書類の提出・記帳・保管を怠ったとき。
7. 無登録・適用外農薬の使用や残留農薬基準の違反があったとき。
8. その他、当店の営業を妨げる行為、当店の信用を傷つける行為を行ったとき。

※とくに重大な過失や違反があった場合、「注意カード」を発行せず、ただちに出荷停止または組合員登録の解除をすることがある。

第１７条　販売管理・精算

1. 直売所では値引きはしない。組合員が自分の判断で値引きする場合は、商品をいったんバックヤードに引き下げ、バーコードを貼りかえるものとする。
2. 販売代金の清算は組合員ごとにコンピューターで集計し、当月売上分を翌月１５日（休日・連休の場合は休み明け）に、組合員が指定する口座に振り込むものとする。販売代金は委託販売手数料、バーコード・表示ラベル発行実費を差し引いた金額を振り込む。
3. 委託販売手数料は次のとおりとする。
4. 農林産物…販売価格（税込）の１８％
5. 手作り加工品（販売店舗をもっていない方）…販売価格（税込）の２０％
6. お土産品、一般加工品（販売店舗がある業者）…販売価格（税込）の２２％
7. 手作り民芸品…販売価格（税込）の２０～３０％
8. 上記（１）（２）に該当する方で試食販売１日あたり２時間以上を組合員自ら行った場合…　販売価格（税込）の１０％
9. 上記（３）に該当する方で試食販売１日あたり２時間以上を組合員自ら行った場合…　販売価格（税込）の１５％
10. 社会福祉法人等に関しては、商品に関わらず販売価格（税込）の１０％

※（３）とは既に店舗を構え、販売を行っている商工業者のことである。

※冷蔵ショーケースを利用する商品（漬物・お菓子等）に関しては別途１％の委託販売手数料を加算する。

1. 移動販売車による販売手数料は、次の通り定額制とする。ただし電気・水等に関して組合員各自が準備するものとする。

　　　　（１）平日　…　　１台分　2,000円/日

　　　　（２）土日祝日…　１台分　2,000円/日

1. 各組合員の販売データ（販売代金等）は、税務調査にかかる公的機関の要請により税務署等に提供する場合がある。各組合員は、適切な税務申告をするものとする。

第１８条　商品引き取り

1. 売れ残った商品は、委託販売期間後に引き取るものとする。
2. 商品の委託販売期間の上限は、出荷日の営業時間内とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 商品 | 委託販売期間 |
| 葉物野菜 | ２日 |
| 果物 | ３日 |
| 根物系野菜 | ４日 |
| 米・穀物 | ３０日 |
| 加工品 | 賞味期限内で３０日 |
| 地域材料を利用した民芸品 | ３０日  ※３０日間で販売実績が１つも無いものは顧客からみた魅力のない死筋商品であり、以後同様商品を出品することは認めない。 |
| 鉢花 | ３０日 |

上記を基準とするが、運営会社の判断により委託販売期間内に返却する場合がある。

1. 引き取り時間は、出荷日の閉店時間から３０分以内とする。

※直売所で別に委託販売期間を定めた商品は、最終日の閉店時間から３０分以内とする。

1. 当日引き取りができない場合は、翌日の開店３０分前から引き取ることも可能である。
2. 上記以外の日時に引き取りを希望する場合は、直前に直売所に相談するものとする。
3. 引き取りの際、自分の出荷した商品以外は持ち帰らない。
4. 事前の連絡・相談なく売れ残った商品を引き取らなかった時は、直売所でその商品を処分する。

第１９条　出役について

1. 直売所イベント運営に対して要請があった場合、出役協力するものとする。
2. 直売所より要請があった場合、繁忙期のレジ補助業務を出役協力するものとする。

第２０条　個人情報の利用目的

1. 直売所は、委託販売契約（別添）に記入された組合員の個人情報、販売・精算・決裁にかかる個人情報を適切に管理し、紛失・漏洩・誤用・改変等の危険防止に努める。
2. 直売所が保有する組合員の個人情報は、直売所における組合員の出荷商品の販売、代金の精算･振込､組合員に供給した包装資材等の決済､入会金ならびに年会費の決済、各組合員の「連絡ボックス」を使用した通知・連絡・農産加工等の相談・指導・研修ならびに商品・サービスに関する各種情報提供に利用する。

第２１条　疑義の解決等

1. この「出荷・販売要領」に定めのない事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、役員会にて決定して組合員に連絡する。

第２２条　要領の改廃

1. この「出荷・販売要領」の改廃は、役員会の議決により行うものとする。

　　　附則

この要領は、平成２８年６月２８日から施行する。

　　　附則

　この要領は、平成２９年５月２３日から施行する。

　　　附則

　この要領は、平成３０年５月２３日から施行する。

　この要領は、令和元年５月２９日から施行する。

　この要領は、令和２年１２月１日から施行する。